

令和4年度第1回袖ヶ浦市景観審議会

1 開催日時 令和5年3月10日 午後2時開会

2 開催場所 Web会議

3 出席委員

会 長	阿部 貴弘	委 員	荒井 仁
副会長	田邊 学	委 員	吉田 良美
委 員	宇野 武夫	委 員	大野 清
委 員	在原 緑	委 員	遠藤 久美子
委 員	寺西 英樹		

4 出席職員

市 長	粕谷 智浩	都市整備課主査	尾高 裕之
都市建設部長	佐藤 英利	都市整備課副主査	堀口 泰史
都市建設部次長 (都市整備課長事務取扱)	大野 博之	都市整備課主事	渡辺 啓介
都市整備課副参事 (都市計画班長事務取扱)	子安 富夫		

5 欠席委員

委 員	山田 満
-----	------

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	4人
傍聴人数	0人

7 議 題

- (1) 袖ヶ浦市景観計画の運用状況について（報告）
- (2) 袖ヶ浦市動画・写真コンテストについて（報告）
- (3) その他

8 議 事

(事 務 局) **【開会】**

(事 務 局) **【新規委員紹介】**

(粕谷市長) **【挨拶】**

(阿部会長) **【挨拶】**

(事 務 局) **【職員紹介】**

(事 務 局) **【資料確認】**

(事 務 局) **【出席状況確認】**

〔10名中9名の出席、景観条例施行規則第31条第2項の規定により、定数の2分の1以上の出席のため、会は成立。〕

景観条例施行規則第31条第1項の規定に基づきまして、会長が本会の議長を務めることとなっておりますので、これより先は阿部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(阿部会長) それでは、次第にしたがいまして、議事を進めさせていただきます。

本日の議題は2件でございます。

最初に議題1「袖ヶ浦市景観計画の運用状況について」事務局から説明をお願いします。

(事 務 局) **【資料1により袖ヶ浦市景観計画の運用状況について説明】**

(阿部会長) 説明が終わりましたので、ご質問等がありましたら、画面のリアクションボタンから、「手を挙げる」をご使用ください。

(阿部会長) 特にないようですので、私から質問させていただきます。

景観法に基づく届出の協議で困った案件や、届出対象以外で景観阻害要因となった案件はありましたか。

(事 務 局) 届出の相談で、景観形成推進地区で使うことができない色を使用したかったと、ご意見を頂くことがあります。景観を阻害する要因は、すぐにお答えできないため、後ほど回答いたします。

(阿部会長) 色彩については、景観計画策定時に十分な議論を行い、その後も議論を重ねて改訂を行うなどして決めているものです。外は皆のものであるという意識が重要ですので、ご理解いただければと思います。

また、先日、袖ヶ浦市に行ったときに気になったことがあります。農地に太陽光パネルが設置されていたり、屋根にも太陽光パネルが設置されたりしていて、高い所から見ると少し目に付きました。農地にあると遠景の富士山に被るようなこともあります。景観面で必要であれば、景観計画の中でどう取り扱うかという議論をしても良いのかなと思いました。

(阿部会長) ほかにご質問、ご意見等がないようですので、次の議題に移らせていただきます。

議題2「袖ヶ浦市動画・写真コンテストについて」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 【資料2により袖ヶ浦市動画・写真コンテストについて説明】

(阿部会長) 説明が終わりましたので、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

審査については、委員の皆様も参加されていますので、今後の活用方法などでご意見等を頂ければと思いますがいかがでしょうか。

(阿部会長) 先日、袖ヶ浦公園に行ったときに鳥などを撮影している方がたくさんいました。写真を趣味にされている方も多いと思います。自身の写真が表彰されたり、世に出回ったりすると、益々景観を見る目も養われると思うので、ぜひ積極的な活用をしていただければと思います。

(阿部会長) 特にご質問、ご意見等がないようですので、次の議題に移らせていただきます。

議題3「その他」ですが、事務局から何かありますか。

(事務局) 先ほどお答えできなかった、届出対象以外の景観を阻害する要因についてですが、住宅販売のチラシが電柱等に貼られていることが挙げられます。これについては、定期的に市内のパトロールをして、違反広告物の撤去を行い、景観を保っております。

事務局からは、その他は特にありません。

(阿部会長) 届出も落ち着いてきていますので、受け身から、来年度以降は攻めの姿勢で景観形成を推進してもらいたいと思います。

例えば、山谷貝塚の周辺は、住宅地等もありますので、推進地区の指定

や、景観面でケアするようなことを検討してもらいたいと思います。

(阿部会長) 折角の機会でございますので、委員の皆様から、その他、自由なご発言をしていただきたいと思います。ご意見等はございますか。

(荒井委員) 先ほど会長から太陽光パネルの話があったと思いますが、農地への太陽光パネルの設置の許認可は、農業事務所で行っています。農地に無機質なパネルが合わないこともあると思いますが、農地法に基づき許可をしており、景観上良くないから設置できないということは言えません。景観条例等に位置付けることで設置を制限することが可能なのでしょうか。

(事務局) 太陽光パネルの設置は、行為の種類としては、工作物の新設です。現在、本市では、太陽光パネルの設置は、景観法に基づく届出が必要ありません。景観を阻害せずに設置してもらうために、届出が必要な行為に含めて、景観計画に適合する内容で設置してもらうということが考えられます。

(阿部会長) 太陽光パネルや風車などの設置は、悪いことをしているわけではありません。再生可能エネルギーは大切なものでもあります。そうした再生可能エネルギー関連施設と景観との関係について、どこで折り合いをつけるかということであり、全国的にも話題になっているので、県内の事例を調査するなどして、何か起きてからではなく未然に防ぐことができるように研究してもらいたいと思います。

(宇野委員) 先日、袖ヶ浦公園に行ったときに、自動販売機の色が白で統一されており良いと思いました。景観審議会で議論したことも前進していると思いました。

(阿部会長) ほかにご質問・ご意見等がないようですので、本日予定しました議題は滞りなく、すべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(事務局)

(佐藤部長) 慎重審議ありがとうございました。

なお、委員の皆様におかれましては、本日が今任期最後の審議会となる予定です。これまで3年間大変お世話になりました。今任期中は、袖ヶ浦公園の景観重要公共施設の指定や、景観形成推進地区計画袖ヶ浦ブライトテラス地区の決定などに当たり、様々なご意見を

頂き本市における景観まちづくりを推進することができました。
心より御礼申し上げます。

(事 務 局) 阿部会長、委員の皆様ありがとうございました。委員の皆様には、議事録調製に当たり発言内容の確認をいただき、その後、議事録の写しを事務局から送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。
また、議事録につきましては市のホームページ等で公開いたしますことを申し添えます。
以上をもちまして、令和4年度第1回袖ヶ浦市景観審議会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

【閉会】

(午後2時50分閉会)

令和4年度 第1回 袖ヶ浦市景観審議会

日 時 令和5年3月10日（金）

午後2時から

場 所 Web 会議

次 第

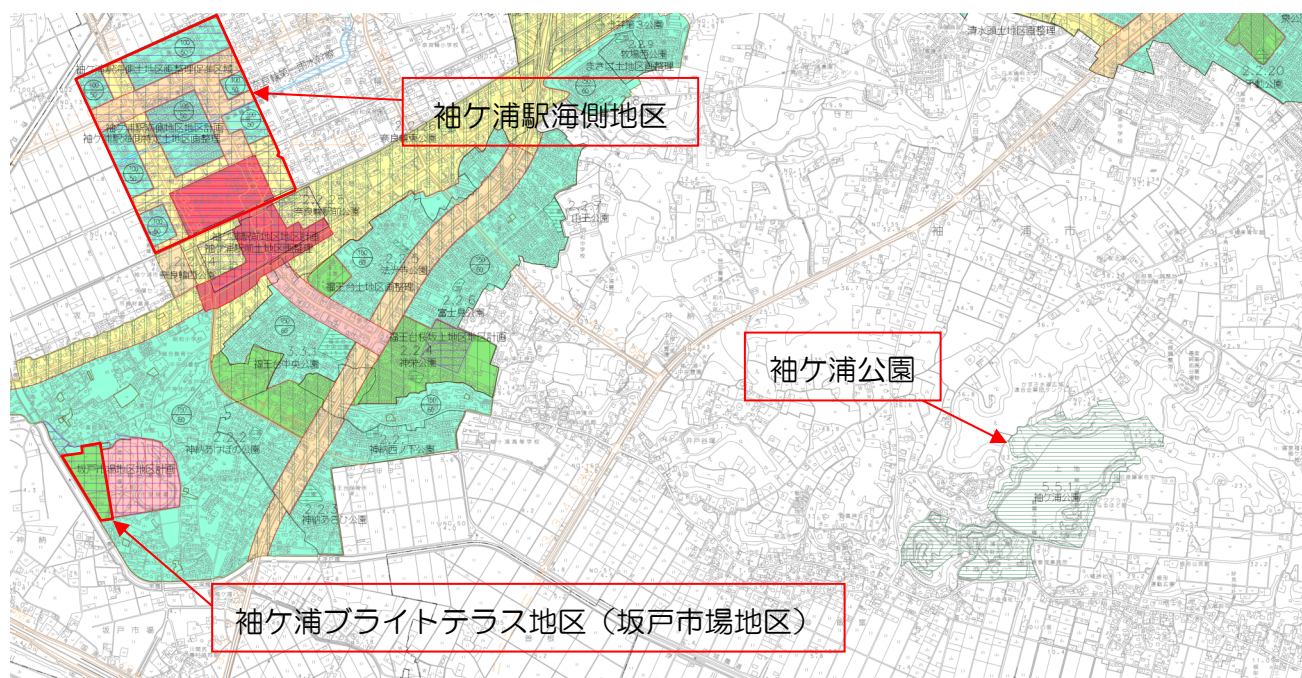
- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 職員紹介
- 5 【議題1】袖ヶ浦市景観計画の運用状況について（報告）・・・資料1
- 6 【議題2】袖ヶ浦市動画・写真コンテストについて（報告）・・・資料2
- 7 【議題3】その他
- 8 閉 会

袖ヶ浦市景観計画の運用状況について（報告）

1 景観まちづくりの推進のための取組

景観計画では、景観まちづくり推進のための取組について記載しています。この取組を着実に進め、景観まちづくりの推進を図っています。

取組事項	内容
景観形成推進地区の指定	景観形成推進地区では、地区独自の景観形成基準を設定し、きめ細やかな規制のもと、景観形成を図ることとしています。 ・ 袖ヶ浦駅海側地区（H28.3.10 指定） ・ 袖ヶ浦ブライトテラス地区（坂戸市場地区）（R4.3.31 指定）
景観重要樹木の指定	地域の景観形成上重要な要素となっている樹木を維持・保全していくために、景観重要樹木の指定を行っています。 ・ 法光寺公園：1 本（H29.3.1 指定） ・ 袖ヶ浦駅海側地区保全緑地：5 本（H29.3.1 指定）
景観重要公共施設の指定	景観重要公共施設を指定し、整備に関する事項や占用等の基準を定め、良好な景観を維持するとともに、周辺環境と調和した景観形成を図ります。 ・ 袖ヶ浦公園（R2.12.25 指定）





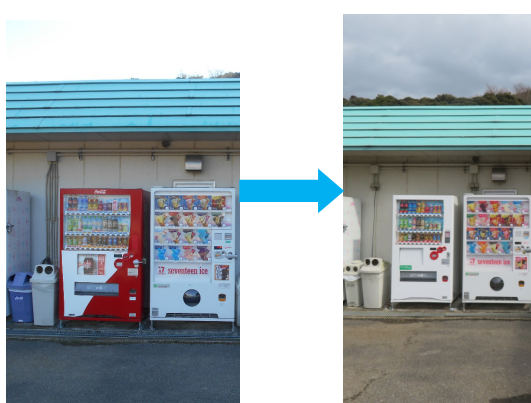
景観まちづくり推進団体による沿道整備



景観重要樹木(袖ヶ浦駅海側地区)



景観重要公共施設(袖ヶ浦公園)



住宅地



広告物

景観形成推進地区(袖ヶ浦駅海側地区)



景観形成推進地区(袖ヶ浦ブライトテラス地区)

2 景観計画区域における届出

景観計画では、方針に沿った良好な景観を形成するため、景観計画区域（市内全域）において届出を要する行為を定めています。

本市では、平成 26 年度から景観条例及び景観計画を運用しており、平成 28 年度は袖ヶ浦駅海側地区を、昨年度は袖ヶ浦ブライトテラス地区（坂戸市場地区）を景観形成推進地区に指定したことにより一般住宅の建築などの届出が多くされています。

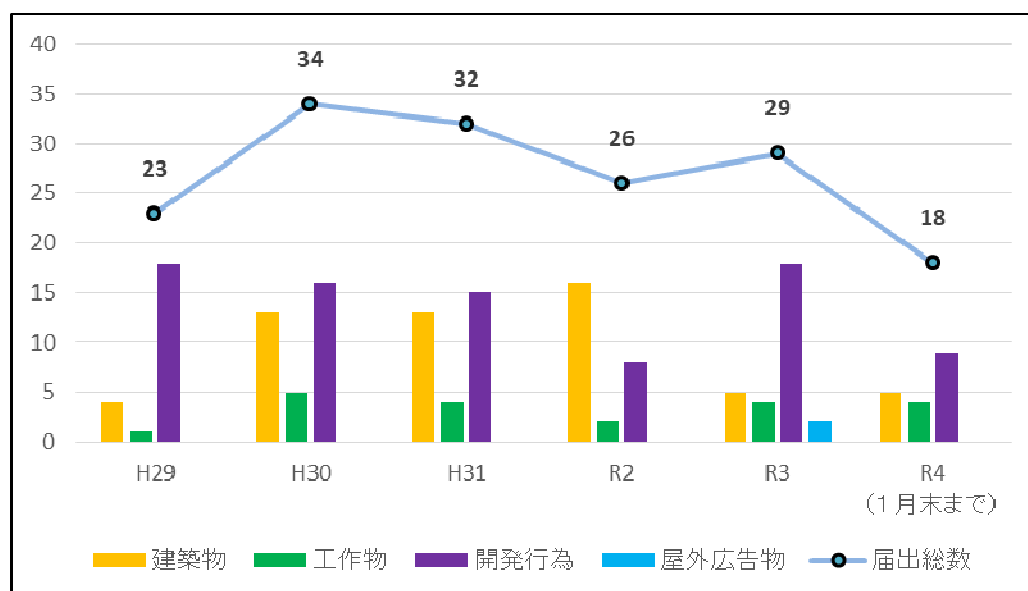
(1) 届出が必要な行為と規模一覧

届出の必要な行為	一般地区	景観形成推進地区
建築物の新築等	①高さ 10m を超えるもの ②建築面積 1000 ㎡を超えるもの	延べ面積 10 ㎡を超えるもの
工作物の新築等	①高さ 15m を超える鉄柱、コンクリート柱及び鉄塔 ②高さ 6m を超える煙突 ③高さ 2m を超え、かつ、延長 20m を超える擁壁	
開発行為	開発区域の面積が 1,000 ㎡以上のもの	
屋外広告物の設置等	禁止地域の道標・案内図版	県条例で許可を必要とするもの

(2) 届出件数の推移

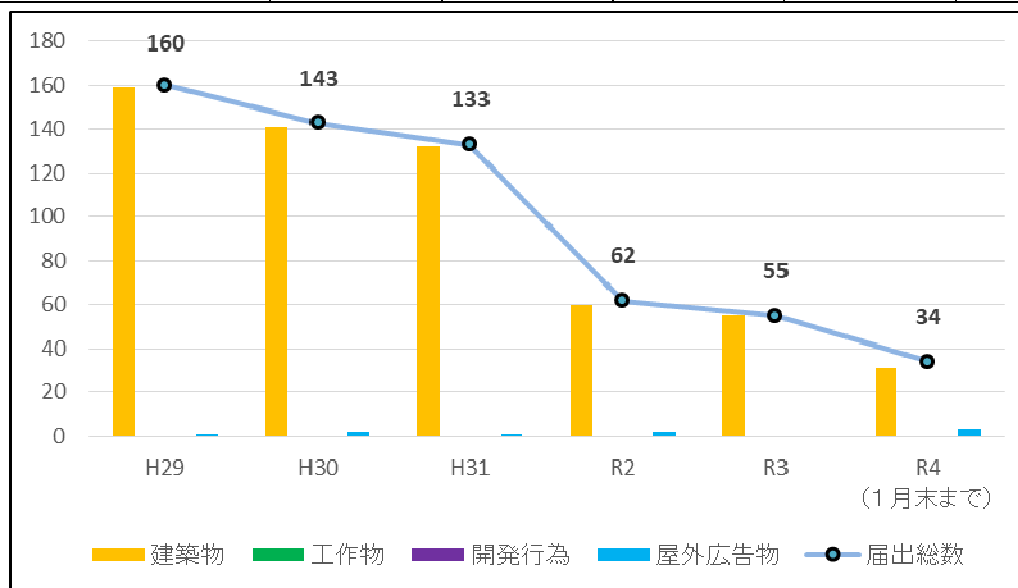
（一般地区）

年度	届出総数				
		建築物	工作物	開発行為	屋外広告物
H29 年度	23	4	1	18	0
H30 年度	34	13	5	16	0
R 元年度	32	13	4	15	0
R2 年度	26	16	2	8	0
R3 年度	29	5	4	18	2
R4 年度（1月末まで）	18	5	4	9	0



(袖ヶ浦駅海側地区)

年度	届出総数	建築物	工作物	開発行為	屋外広告物
H29 年度	160	159	0	0	1
H30 年度	143	141	0	0	2
R 元年度	133	132	0	0	1
R2 年度	62	60	0	0	2
R3 年度	55	55	0	0	0
R4 年度（1月末まで）	34	31	0	0	3



(袖ヶ浦ブライトテラス地区)

年度	届出総数	建築物	工作物	開発行為	屋外広告物
R4 年度（1月末まで）	7	7	0	0	0

3 今後の景観まちづくりについて

- ・景観計画に明記された届出行為については、周囲から突出せず、かつ、景観形成基準に沿ったものとなるよう、引き続き慎重な審査を行っていきます。
- ・景観まちづくりにおける取組については今後も継続して実施し、景観に対する意識啓発を図っていきます。
- ・良好な景観形成のための活動を行う団体の支援にも取り組みます。

袖ヶ浦市動画・写真コンテストについて（報告）

1 趣旨

まちへの愛着や誇り（シビックプライド）の醸成及び市外への認知度向上を目的に、（一社）袖ヶ浦市観光協会との共催により、「市の多彩な魅力」をPRする動画・写真を募集し、特に優れたものを表彰する「袖ヶ浦市動画・写真コンテスト」（愛称：＃そでむび ＃そでふおと）を開催しました。

2 表彰内容

(1) 動画部門

①シティプロモーション賞：1 作品

市内の多彩な魅力を被写体とした、袖ヶ浦市の認知度向上、市への愛情や誇り（シビックプライド）の醸成に効果のある作品

②観光賞：1 作品

市内の観光スポットや郷土の風景、伝統行事などの観光資源を被写体とした、観光宣伝に効果のある作品

③景観賞：1 作品

市内の良好な景観形成に寄与している取組やスポット等を被写体とした、景観まちづくりに効果のある作品

(2) 写真部門

①ガウラ賞：1 作品

他市に誇れる袖ヶ浦市の魅力を的確に捉え、広く市内外に発信されることが望まれる作品

②ソデリー賞：1 作品

市民目線のリアルに共感できる魅力（観光・グルメなど）を捉え、まちへの愛情が感じられる作品

③ウラリー賞：1 作品

市がこれまでに積み上げてきた魅力（地域のお祭り・眺望風景など）であり、次世代に残すべき魅力を捉えた作品

3 募集と審査の経過

- (1) 応募受付 令和4年6月3日～10月31日

【動画部門】

応募者数：33名 応募総数：33本

【写真部門】

応募者数：25名 応募総数：79枚（1名の方から複数枚の応募があったため）

- (2) 一次審査（担当課・コンプライアンス審査） 令和4年11月1日～11月30日

審査員：秘書広報課、都市整備課、商工観光課、（一社）袖ヶ浦市観光協会

審査内容：肖像権や著作権等の第三者への権利侵害や法令違反に該当する作品がないかの確認。二次審査、最終審査に進める作品の選定。

- (3) 二次審査（市民審査） 令和4年12月1日～12月12日

審査員：市民

審査内容：HP等で周知を行い、各賞にふさわしいと思う作品に投票。

- (4) 最終審査（各課、審議会等） 令和4年12月13日～令和5年1月31日

審査員：【シティプロモーション賞・ガウラ賞】

秘書広報課、シティプロモーション戦略プロジェクトチーム

【観光賞・ソデリー賞】

観光協会理事会

【景観賞・ウラリー賞】

景観審議会、都市整備基本計画等策定委員会専門部会

審査内容：各審査員が、各賞にふさわしいと思う作品に投票又は点数付けを行う。

- (5) 表彰式

日時：令和5年3月17日 午前10時30分

会場：市役所 北庁舎2階 市長室

4 審査結果（景観賞・ウラリー賞）

(1) 景観賞



作 品 名：袖ヶ浦の魅力動画！！

撮 影 地：袖ヶ浦公園、東京ドイツ村 他

応募者の作品説明：現地に足を運び、撮影したり食べたりしたものを動画にまとめました。

マップを使って位置を分かりやすくしました。

授賞理由：市内の良好な景観形成に寄与するスポットである袖ヶ浦公園や東京ドイツ村などをテンポ良く、わかりやすく紹介しています。

他市に誇れる袖ヶ浦らしい景観を被写体としていることを評価しました。

(2) ウラリー賞



作 品 名：花菖蒲と星空

撮 影 地：袖ヶ浦公園

応募者の作品説明：花菖蒲の撮影を行いました。撮影時間は正味1時間位で撮影枚数は40枚コンポジット撮影をしました。それぞれの写真を比較明合成を行った作品です。

授賞理由：星空の中、袖ヶ浦公園の花菖蒲が浮かび上がるような写真であり、次世代に残すべき袖ヶ浦の魅力を捉えています。

景観形成の啓発に効果のある作品であることを評価しました。

5 今後の活用等

授賞した作品については、HP、YouTube で公開するとともに、袖ヶ浦駅、長浦駅の
市政情報モニターでも掲載を行います。

また、イベント等で積極的に活用を図っていきます。